

○湖北環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年5月1日
条例第4号〕

改正 平成18年2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合職員の育児休業等に関しては、石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第46号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。